



埼玉県立川越初雁高等学校 令和2年度 募集要項

〒350-1137 川越市大字砂新田2564 TEL: 049-244-2171
○東武東上線新河岸駅西口下車徒歩約20分

本募集要項は「令和2年度埼玉県公立高等学校 入学者選抜実施要項」に基づいて作成しています。
様式等詳細については、「令和2年度埼玉県公立高等学校 入学者選抜実施要項」を参照してください。

I 一般募集

1 学科、募集人員

学科：普通科、募集人員：200（2）

募集人員の（ ）内の数字は、転居等に伴う転編入学者の募集人員であり、募集人員の内数である。

2 出願資格

出願資格は、次の（1）、（2）、（3）までのいずれかの条件を満たし、かつ、（4）に該当する者とする。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、県立伊奈学園中学校から県立伊奈学園総合高等学校へ又はさいたま市立浦和中学校からさいたま市立浦和高等学校へ令和2年度に入学する予定の者は出願できない。

- (1) 令和2年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者）
- (4) 原則として保護者とともに県内に居住している者

3 出願手続

(1) 出願書類

ア 入学願書（様式5）、受検票（様式5-2）

イ 入学選考手数料

（ア）志願者は、入学選考手数料（2,200円）として、「入学願書」の所定の位置に**埼玉県収入証紙**を貼って、消印しないで提出すること。

（イ）一度納入した入学選考手数料は返還しない。

ウ 調査書（様式1）

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

エ 学習の記録等学年内評価分布表（様式3）及び学習の記録等一覧表（様式4）（出身中学校長が提出する）

過年度の卒業生が出願する場合及び県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

オ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(2) 出願書類の提出方法（志願者が提出するもの）

	郵送する場合	持参する場合
提出書類	入学願書、受検票、調査書を同封する。	入学願書、受検票、調査書を同時に提出する。
提出期間 及び 受付時間	令和2年2月14日（金）を配達指定日とすること。	令和2年2月17日（月） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月18日（火） 午前9時から正午まで
提出先	本校	本校事務室
提出方法	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。 受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。	窓口に持参する。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。
受検票の 交付	本校校長は、「受検票」（様式5-2）を2月17日（月）までに投函する。	本校校長は、「入学願書」等を受理した後、「受検票」（様式5-2）を交付する。

4 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校2校以上に「入学願書」を提出することはできない。

5 志願先変更

(1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

ただし、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜へ志願先変更をすることはできない。

令和2年2月20日(木)から2月21日(金)まで
受付時間は、2月20日(木)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
2月21日(金)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 手続

志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」(様式8)及び受検票を、先に出願した高等学校長に提出し、「志願先変更証明書」(様式9)の交付を受けた後、新たに出願手続をとること。ただし、上記(1)の期間内に手続きを完了させること。

なお、志願先変更の手続は、郵送によることはできない。

(3) 入学選考手数料

本校から他の県立高等学校に志願先を変更する場合は、改めて納入する必要はない。

定時制の課程から本校に志願先を変更する場合は、入学願書の所定の位置に**不足分の額の埼玉県収入証紙**を貼って、消印しないで提出すること。

本校から市立高等学校へ志願先を変更する場合、又は、市立高等学校から本校へ志願先を変更する場合は、改めて所定の手続きにより納入すること。

一度納入した入学選考手数料は返還しない。

6 志願取消し

志願を取消す場合は、出身中学校長を経て、「志願取消届」(様式10)及び受検票を速やかに本校校長に提出すること。

7 学力検査

(1) 志願者は、令和2年2月28日(金)に行われる学力検査を受検しなければならない。

(2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

(3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。

(4) 日 時：令和2年2月28日(金) 集合時刻 午前8時45分

(5) 会 場：埼玉県立川越初雁高等学校

(6) 日 程

時 間	教科等
8 : 4 5 ~ 9 : 2 0	一般諸注意
9 : 2 5 ~ 1 0 : 1 5 (50分)	国 語
1 0 : 3 5 ~ 1 1 : 2 5 (50分)	数 学
1 1 : 4 5 ~ 1 2 : 3 5 (50分)	社 会
昼 食	
1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 2 0 (50分)	理 科
1 4 : 4 0 ~ 1 5 : 3 0 (50分)	英 語

8 面接

(1) 令和2年3月2日(月)に実施する。

(2) 急病その他やむを得ない事情により面接を受けられない場合は、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

(3) 面接は個人面接とする。

(4) 日 時：令和2年3月2日(月) 集合時刻、集合場所等については学力検査終了後に受検生に連絡する。

(5) 会 場：埼玉県立川越初雁高等学校

9 追検査

- (1) インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、5教科全ての学力検査及び面接が受検できなかった志願者は令和2年3月4日(水)に実施する追検査を受検することができる。
- (2) 中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、志願者が追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに(学力検査当日中に)本校校長に連絡するとともに「追検査受検願」(様式16)を令和2年3月2日(月)正午までに本校校長に提出すること。
- (3) 本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」(様式17)を交付する。
- (4) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
- (5) 「追検査受検願」(様式16)を提出した志願者に対しては、3月2日(月)の面接を実施しない。ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集においては令和2年3月4日(水)に面接を実施する。
- (6) 追検査の会場は、本校とする。
- (7) 追検査の日程、配点等は、学力検査による。

10 入学許可候補者の発表

- (1) 日時・場所・方法

1	日時	令和2年3月9日(月)	午前9時
2	場所	埼玉県立川越初雁高等学校	事務室前
3	方法	受検番号を掲示する。 本校校長は、受検票を確認し選抜結果通知書(様式7)を入学許可候補者に交付する。	

- (2) 入学許可候補者は、受検票を持参し、本校校長から必要書類を受け取ること。
- (3) 入学許可候補者の受検番号一覧をホームページに掲載する。掲載時刻等の詳細は別に定める。
- (4) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」(様式自由)を出身中学校長を経て本校校長に提出すること。

11 その他

県内の中学校を卒業する見込みの者(卒業者を含む)で、特別な事情を有する者の出願資格については別に定める。

II 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

1 募集人員等

一般募集で実施する。

募集人員は定めず、令和2年度埼玉県公立高等学校入学者選抜要領に従って本校の実情に応じて選抜し、入学許可候補者を決定する。

ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

2 出願資格

令和2年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

3 出願手続

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」(様式6)を、在学中学校長を経て、入学願書とともに、本校校長に提出すること。

「入学願書」(様式5)の記入に当たっては、「特別な選抜に関する申告欄」の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に○を付すこと。

4 志願先変更

志願先変更をする場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出すること。

なお、先に志願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合には、志願先変更をする高等学校長に「自己申告書」を提出することはできない。

5 面接

- (1) 実施日 令和2年3月2日(月) 集合時刻、集合場所等については学力検査終了後に受検生に連絡する。
- (2) 面接方法 個人面接とする。

6 その他

ここで定めた内容以外の事項については、「**I**一般募集」による。

Ⅲ 帰国生徒特別選抜による募集

1 募集人員等

一般募集に併せて実施する。募集人員は5名以内とし、募集人員の枠内に含まれるものとする。

2 出願資格

「Ⅰ一般募集 2 出願資格」(1ページ)に定める出願資格を有する者で、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

(1) 日本国外における在学期間が、帰国時から遡り継続して、原則2年以上4年未満の者で、帰国後2年以内の者

(2) 日本国外における在学期間が、帰国時から遡り継続して、原則4年以上の者で、帰国後3年以内の者

ただし、「帰国後2年以内」及び「帰国後3年以内」とは、原則として、帰国した日から令和2年2月1日現在で、それぞれ2年及び3年が経過していない場合をいう。

3 出願手続

「Ⅰ一般募集 3 出願手続」(1ページ)に準ずる。ただし、次のことに留意する。

(1) 「入学願書」、「受検票」とともに「海外在住状況説明書」(様式13)を、本校校長に提出すること。

「入学願書」の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「帰国生徒特別選抜による募集」に○を付し、出身中学校長による応募資格証明を受けること。

(2) 「入学願書」を受理した本校校長は、所定の「受検票」及び「帰国生徒特別選抜証明書」(様式14)を交付する。

(3) Ⅱの3の「自己申告書」は、提出することができない。

4 志願先変更

「Ⅰ一般募集 5 志願先変更」(2ページ)に準じる。ただし、次のことに留意する。

帰国生徒特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の帰国生徒特別選抜又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校の「帰国生徒特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、先に志願した高等学校長から交付された「帰国生徒特別選抜証明書」(様式14)を添付すること。

5 学力検査

「Ⅰ一般募集 7 学力検査」(2ページ)により行う。問題は他の志願者と同一とする。ただし、志願者は社会及び理科の2教科の学力検査は受検しない。11:45~14:20の時間については、本校校長の指示に従う。

6 面接

(1) 実施日 令和2年3月2日(月) 集合時刻、集合場所等については学力検査終了後に受検生に連絡する。

(2) 面接方法 個人面接とする。

7 その他

(1) 県内の中学校を卒業する見込みの者(卒業した者を含む。)で、特別な事情を有する者の出願資格については別に定める。

(2) 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合は、あらかじめ出願の承認又は出願資格の認定等を受けなければならない。

(3) ここで定めた内容以外の事項については、「Ⅰ一般募集」に準ずる。

